

(意見書案第28号)

食料供給力の強化に関する意見書

最近の食料をめぐる国際情勢は、開発途上国の人口増加等により、食料需要が一層拡大するとともに、干ばつや地球温暖化の進行など不確実な要素に加え、バイオ燃料の需要増加によって世界の穀物需給に大きな影響を与え、穀物価格が高騰するなど、食料の安定的な供給に大きな懸念が生じている。

こうした中、我が国の食料自給率は、カロリーベースで39%にまで落ち込み、このままでは、平成27年度までに45%に引き上げるという目標の達成は大変厳しいものと見込まれている。

国は、食料・農業・農村基本計画の中で「食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項」を定め、これらの取り組みを推進することとしているが、国際的な食料需給の逼迫にかんがみ、早急に食料供給力の強化に向けて、実効性のある対策を打ち出すことが必要である。

よって、国においては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国内の農業生産の強化を基本として、地域の特色を生かした農業振興を行うとともに、生産と消費両面から食料自給率の向上に必要な施策を充実すること。
- 2 WTO農業交渉に当たっては、食料安全保障の確保や農業の多面的機能への配慮など、多様な農業が共存し得る貿易秩序の確立を図ること。
- 3 国際的な食料事情の変化に対応できる食料安全保障の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

} 宛